

人吉市学校施設ＬＥＤ照明器具賃貸借事業 基本方針

1 公募型プロポーザル方式の採用について

(1) 採用の具体的な理由

令和５年１１月の「水銀に関する水俣条約第５回締約国会議」において、一般用蛍光灯の製造・輸出入を２０２７年までに段階的に廃止することが決定された。学校施設で多く使用されている直管蛍光灯についても、令和９年末で製造・輸出入が廃止されるため、令和９年末までに照明器具をＬＥＤ化する必要がある。

併せて、環境負荷の低減・電気料や修繕費用の削減による財政負担軽減・維持管理に要する事務負担の軽減を図るため、早期に対象施設の照明器具のＬＥＤ化を進めることが求められる。

事業実施に当たっては、現地調査の実施や計画、施工、維持管理等に関し、民間のノウハウや人材を活用し、短期間で対象施設を一斉にＬＥＤ化を実現可能な事業者を選定するとともに、照明器具の維持管理の適切性や市内事業者の活用等についても検討する必要がある。

本事業の事業者を選定する際には、入札方式のように単に金額による選定ではなく、本事業に対する的確な助言・提案等が可能な業者を公募し、企画提案につき総合的な評価をすることにより最も適した業者選定を可能とする公募型プロポーザル方式を採用するものである。

(2) 導入効果

提出された提案書等により事業者を選定することで、本事業を遂行するために最適な相手と契約することができる。

2 事業スケジュールについて

内 容	期 日 等
① プロポーザル公募開始・実施要領等公表	令和７年５月１９日(月)～
② 質疑受付期間	令和７年５月１９日(月)～２８日(水)
③ 質疑回答	令和７年５月２９日(木)
④ 参加表明書・資格確認書類提出受付	令和７年５月１９日(月)～６月４日(水)
⑤ 企画提案者の決定	令和７年６月６日(金)
⑥ 企画提案書等の提出期間	令和７年６月９日(月)～２０日(金)
⑦ １次審査結果通知	令和７年６月２４日(火)
⑧ ２次審査（プレゼンテーション）	令和７年 ７月１日(火)
⑨ 審査結果通知・公表	令和７年７月７日(月)
⑩ 優先交渉権者との協議	令和７年７月１４日(月)

⑪ 契約	令和7年7月23日（水）
⑫ 現地調査・LED化工事等	契約締結後

3 事業者の審査方法の概要

本業務を実施する事業者を選定する際には、次の事項を原則とし、別途作成する実施要項により審査するものとする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２） 参加申込書提出の際において、人吉市工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （３） 本実施要項の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- （４） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団又はその構成員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- （５） 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （６） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （７） 国税及び地方税の滞納がないこと。

4 委託業者選定のための委員会の設置について

本件プロポーザル選定について、人吉市が発注する契約に関するプロポーザル方式等の実施に関する指針第5条の規定に基づき、選定委員会を設置するものとする。

○人吉市学校施設LED照明器具賃貸借事業業者選定委員会

委員長：教育部長

委 員：4名

教育部次長兼学校教育課長、教育部教育審議員、社会教育課長、文化課長